

1 改正の背景・趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の改正により、個人番号カードと同等の機能をスマートフォンに搭載（カード代替電磁的記録）できるようになったこと等を踏まえ、遺失物業務における本人確認方法の多様化、特例施設占有者が行う遺失物業務のデジタル化に対応するため、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）の改正案について、意見公募手続を行うもの。

【参考】

警察庁では、遺失物関係手続をオンラインで行うための新たなシステムを構築し、令和5年3月から運用を開始している。このシステムでは、遺失届のオンライン提出、拾得物情報の全国一括検索や拾得物を取り扱う施設占有者が警察署長に対して行う各種書類のオンライン提出が可能となっている。

令和8年5月現在、42道府県警察においてこのシステムを運用しており、令和8年度末までに全国に展開する予定である。

2 改正案の概要

(1) デジタル身分証の提示を含む本人確認方法の多様化

警察署長又は特例施設占有者が、提出を受けた物件を遺失者に返還する際の本人確認を、デジタル身分証の提示を受ける方法又はカード代替電磁的記録の送信を受けるなどの方法でもよいこととする。

(2) 通知のデジタル化

特例施設占有者から保管物件の権利取得者に対する必要な事項の通知を、当該事項を記録した電磁的記録をあらかじめ提供する方法でもよいこととする。

(3) 受領書のデジタル化

特例施設占有者が保管物件を遺失者に返還する際、受領書と引換えに行うこととされているが、当該引換えを、受領書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供により行うことができることとする。

(4) その他所要の改正

3 意見提出期間

令和8年5月15日（金）から6月13日（土）まで（30日間）

4 施行期日

公布の日

1 趣旨

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号。以下「刑事デジタル法」という。）第1条により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が一部改正され、電磁的記録提供命令という強制処分が新設されたことに伴い、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）等の一部を改正するもの。

2 概要

(1) 犯罪捜査規範の改正について

犯罪捜査規範第20条において定めている捜査主任官の行う職務に、電磁的記録の出納の承認を追加するなどの改正を行う。

(2) 犯罪捜査共助規則の改正について

犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第4条において定めている犯罪捜査共助における共助依頼事項に、電磁的記録提供命令を追加するなどの改正を行う。

(3) 国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の改正について

国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和55年国家公安委員会規則第4号）において定めている国際捜査共助の調査等に関して作成する様式で、「記録命令付差押許可状請求書」を「電磁的記録提供命令許可状請求書」に改めるなどの改正を行う。

(4) 少年警察活動規則の改正について

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第18条において定めている調査主任官の行う職務に、電磁的記録の出納の承認を追加するなどの改正を行う。

(5) 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の改正について

少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）第2条において定めている還付等公告に関する事項に、電磁的記録に関する事項を追加するなどの改正を行う。

3 施行期日

刑事デジタル法附則第1条第3号に掲げる規定の施行日（令和8年5月21日）

4 行政手続法に基づく意見公募手続の必要性

2(1)～(4)記載の規則に係る改正は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第6号の規定により、2(5)記載の規則に係る改正は、同法第39条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を経る必要はない。

公安委員会 説明資料No. 3	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について	令和8年5月14日 交 通 局
--------------------	--	--------------------

1 概要

令和7年5月28日に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により、総務大臣の認定を受けて電気通信事業者に対して鉄塔等を貸し出す事業者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）に対して、認定電気通信事業者と同等の特権（他人の土地の使用権を簡易な手続により設定可能とするもの）が付与されることとなった。

今般、改正法の施行に向け、関係政令の整備を行うもの。

2 当庁関係の改正事項

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令では、認定電気通信事業者について、長時間駐車等禁止の適用除外を認めているところ、認定鉄塔等提供事業者についても、同様に適用除外を認めることとする。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、総務省において、令和8年3月13日から同年4月13日までの間、意見公募手続を実施した結果、当庁関係部分に対する意見はなかった。

4 今後の予定

閣 議 決 定：令和8年5月19日

公 布 日：令和8年5月22日

施 行 期 日：令和8年5月27日

1 概要

令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が施行され、自転車への交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されたところ、制度導入後1月間の運用状況を取りまとめたもの

2 導入後1月間の運用状況（暫定値）

○ 青切符による告知件数

自転車に対する交通反則通告制度導入後1月間の青切符による告知件数は2,147件

※ 令和7年中の自転車の交通違反の検挙件数は月平均4,268件（今回から青切符対象となった違反種別に限った数値）

○ 違反種別

- ・ 指定場所一時不停止846件（40%）
- ・ 携帯電話使用713件（33%）
- ・ 信号無視298件（14%）
- ・ しゃ断踏切立入156件（7%）
- ・ 通行区分違反（右側通行）63件（3%）
- ・ その他71件（3%）

○ 指導警告票交付数

指導警告票交付数は135,855件であり、増加

3 今後の取組

- 自転車ルールブック等を活用した交通ルール等の周知
- 自転車ポータルサイトの内容充実
- 交通反則通告制度の適切な運用